

健保だより（臨時号）

さて、「健保だより」は、2026年度の健康・介護保険料率と子ども・子育て支援金率について掲載しております。

2026年2月9日開催の組合会において、2026年度の健康保険・介護保険料率と子ども・子育て支援金率（国の「子ども・子育て支援金制度」への負担金）につきまして下記の通り承認されましたので、お知らせいたします。

記

1. 2026年度の保険料率

区分	徴収 被保険者	料率	
		事業主(会社)	一般被保険者
健康保険料率	全員	4.65%	4.65%
介護保険料率	40歳以上※1	0.95%	0.95%
子ども・子育て支援金率	全員	0.12%	0.12%

※1 介護保険料は40～65歳未満の被保険者及び40～65歳未満の被扶養者を扶養する被保険者が徴収対象となります。
※2 予算編成上の措置等を踏まえ、料率は0.24%とさせていただきます。(国の支援金率にプラス0.01%を設定)

2. 子ども・子育て支援金率の適用（2026年4月保険料～）

一般被保険者 (従業員)	給与	2026年5月給与から適用
	賞与	2026年4月賞与から適用
任意継続被保険者	2026年4月保険料から適用（会社負担なし）	

3. 子ども・子育て支援金率の新設に伴う一般被保険者の負担増加額（年額）

(例)年収400万円の方で、年間約5千円の負担増となります。

(年額)

年収区分	健康保険料 (4.65%)	介護保険料 (0.95%)	子ども・子育て支援金 (0.12%)
400万円	186K¥	38K¥	(例) 4.8K¥
700万円	326K¥	67K¥	8.4K¥
1,000万円	465K¥	95K¥	12.0K¥

4. 子ども・子育て支援金制度について

POINT 1 子ども・子育て支援金制度って何？

・子ども・子育て支援金制度は、社会連帯の理念を基盤に子どもや子育て世帯を**全世代・全経済主体が支援する新しい分かち合いのしくみ**です。



子ども・子育て支援金は、**2026年4月分保険料※より**

健康保険料と介護保険料と合わせて控除されます。

追加！

健康保険料

+

介護保険料
(40歳以上)

+

子ども・子育て
支援金

※2026年5月給与（賞与は4月）から控除開始。

POINT 2 納めた支援金は何に使われるの？

詳しくは、
こども家庭庁HPへ

・子ども・子育て支援金を財源として、こども未来戦略「加速化プラン」の取り組みを実施します。
・加速化プランでは、児童手当の拡充等の給付の拡充などを行います。*（健保）は支援金徴収・国への納付を代行

- 妊婦のための支援給付（10万円相当の経済的支援）
- 出生後休業支援（育休給付率を手取り10割相当に）
- 育児時短就業給付（時短勤務時の新たな給付）等

POINT 3 どのくらい負担するの？

・子ども・子育て支援金率は、26年度は0.24%ですが、28年度には約0.4%まで段階的に上がります。
・29年度以降の支援金率は、約0.4%を推移する見通しです。

<全ての健保等が国に払う支援金総額>

※（）は支援金率
2026年度…約6,000億円（0.24%）
27年度…約8,000億円
28年度…約1兆円（約0.4%）**最大値**
29年度以降は約1兆円の範囲内で推移

26年度負担額/月
(月額30万円の場合)

会社と折半

30万円 × 0.24% = 720円/月

事業主負担 360円 : 被保険者負担 360円

※賞与が支払われた際には、賞与からも徴収されます



以上

<茨>（健保）